

### Ⅲ 電子計算機処理による申告（電算申告）方法

申告対象者	電子計算機処理により申告される方
申告する資産	<p>①令和6年1月1日現在、北九州市内に所有している事業の用に供することができる全償却資産 ②<u>毎年度、全償却資産を申告してください。</u></p>
提出する申告用紙	<p>①償却資産申告書（第26号様式）……………緑色 *北九州市から送付された申告書を使用してください。 (やむをえない理由により自社の申告書を使用する場合でも、所有者コードなど事務処理上必要ですので、必ず北九州市から送付された申告書も一緒に提出してください。) <b>*評価額（木）の欄は、必ず記入してください。</b></p> <p>②電子計算機処理で作成した種類別明細書 *令和6年1月1日現在において所有しているすべての償却資産を<u>全資産、特例資産、非課税資産別</u>にページを区分して作成し、資産の種類ごとに合計額を出力したものを作成してください。 また、<u>前年中の増加・減少資産も資産の種類ごとに区分して合計額を出力したもの</u>を添付してください。 <b>*次の項目は、必ず記載してください。</b><ul style="list-style-type: none"><li>• <u>資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、減価残存率、耐用年数、今年度評価額</u></li></ul><p>* 償却可能限度額は、取得価額の95%です。 * 「評価額」は、次の方法により算出してください。<ul style="list-style-type: none"><li>• 前年中の取得資産 評価額 = 取得価額 × 減価残存率 【半年償却】</li><li>• 前年前の取得資産 評価額 = 前年度評価額 × 減価残存率 【1年償却】</li></ul><p>* 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、<u>本体（既存部分）</u>と区分して評価計算を行い、申告してください。</p></p></p>